

夢さぽーと通信

Vol. 63

2017年“新春号”



LLC 梦さぽーと IT 三島労務管理事務所（大阪機械器具卸商協同組合顧問）〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-1-1
堺筋千島ビル804号 TEL: 06-6209-4161 FAX: 06-6209-4162 E-mail: office@yume-it.biz HP: http://www.yume-it.biz

—News Topics—

- 仕事の効率をアップさせるには…………… P1
- おしえてQ&Aシリーズ(21)
「海外派遣者の公的保険の取り扱いについて③～社会保険編～」…………… P2
- 在宅勤務はハードルが高い?No.2…………… P4
- 年金の受給資格期間が25年から10年に短縮!…………… P5
- 読者のコーナー「おばちゃんらしく、レトロ趣味」
(寄稿:竹野株式会社 総務部課長 小川 優子様)…………… P6



仕事の効率をアップさせるには

特定社会保険労務士

C D A・産業カウンセラー 三島 佐智

新年あけましておめでとうございます。

皆さま、今年はどのような目標を立てられましたでしょうか。

昨年は、社会保障制度の改革法案が次々と成立し、本格的な高齢化社会に向けた政策が具体化することになりました。年金制度の持続性を高めるため年金額の改定ルールの見直しが行われることや、中小企業で働く短時間労働者が労使合意にもとづいて厚生年金に加入できるようになるといった法案が成立し、私達の働き方を見直すきっかけとなるような動きが具体化しています。また、内閣府は、2030年には生産年齢人口が1%減少すると発表し、「70歳以上」として経済的・社会的な定義を見直すことを検討しているようです。

‘老後の年金生活’といった言葉は薄れ、仕事と向き合う期間がますます長くなりそうですね！

そこで、日々の生活に欠かせないものは、「仕事」+「好き」ではないかと思います。

もちろん、「仕事」=「好き」であれば幸せな事ですが、「仕事」と「好き」が別であっても、後者を充実させることで仕事の効率も高まり、両方が調和し精神的な安定にもつながるように感じています。



ちなみに、最近私の「好き」の一つに、着つけが加わりました。まずは箪笥の中にある着物自分で着てみることからスタートし、今は他人に着付ける楽しさを感じています。

当初、時間がないから無理だと続けることを半分あきらめていましたが、周囲の協力はもちろん、時間をつくる工夫をすることで仕事の効率もアップし何とか続けています。仕事の効率アップは、楽しみながら出来るものが良いようです。

本シリーズでは、日頃弊所に寄せられる質問の中から、皆様にも
お伝えしたい内容を整理して、ご紹介しています。

「海外派遣者の公的保険の取り扱いについて③～社会保険編～」



当社は、従来、専ら国内で事業を展開していましたが、昨今の時勢を受けて当社でも海外に事業を展開することになりました。

そこで今後は、当社の従業員にも短期の海外出張だけではなく、新設する海外の営業所あるいは現地法人に長期にわたって海外派遣で行ってもらうことになりそうですが、この際の社会（健康・厚生年金）保険の取り扱いはどうなるでしょうか。



国内の事業主との間に使用関係が継続している限り、原則社会保険は適用対象となりますが、いくつか注意点があります

1. 社会保険の適用について

社会（健康・厚生年金）保険は原則として、国内の適用事業所の事業主（以下、国内事業主）と使用関係（雇用契約が継続しているか、給与の支払いがあるか等から総合的に判断されます）にある労働者に適用される保険であり、海外派遣等により海外で就労する場合であっても、国内事業主との間に使用関係が継続しているのであれば、社会保険の適用を受け続けることができます。

ただし、海外の勤務地が日本との間に社会保障協定を締結しており、かつ発行済みの国（ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド）の場合は、国内事業主との間に使用関係が継続している場合であっても、一定の要件を満たした場合は、日本の社会保険の適用は受けられなくなり、相手国の社会保障制度に加入しなければならなくなりますので、ご留意ください。

※社会保障協定の詳細については、紙幅の関係で省略します。また、下記は基本的に社会保障協定締結国以外の国で勤務する場合を前提にしておりますので、ご了承ください。

2. 社会保険の給付について

海外派遣者であっても、各年金（厚生年金及び国民年金の老齢・障害・遺族等）給付については、国内居住者と金額等異なることなく受給可能であり、海外に居住し続ける場合であっても手続きを行うことで、海外金融機関への送金により各年金を受給することができます（ただし、海外に居住しつつ海外通貨で年金を受給する場合は、為替レートの変動の影響を受けるため、海外通貨基準での受給額は一定しない点にご注意ください）。

健康保険給付についても、基本的には国内居住者と同等の給付を受けられますが、いくつか海外居住者特有の注意点がありますので下記をご覧ください。

(1) 傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金について

海外派遣者であっても、怪我や病気により就労不能となったり出産し産前産後の休業を取る場合は、傷病手当金、出産育児一時金及び出産手当金を通常通り受給することができます。ただし、海外の医療機関で治療を受ける場合や出産する場合は、若干取り扱いが異なりますので、下記をご覧ください。

◇ 傷病手当金について

傷病手当金の支給申請には医師の証明が必要であり、海外の医療機関で治療を受ける場合、医師の証明に翻訳文を添える必要があります。

◇ 出産育児一時金及び出産手当金について

出産育児一時金及び出産手当金の支給申請には、①医師・助産師の証明（海外の医療機関で出産する場合は、医師・助産師の証明に翻訳文を添える必要があります）、または、②戸籍抄本等の公的機関が発行する出生の証明書を添える必要があります、②の場合、出生の証明書は海外の公的機関が発行するものでも申請可能です。ただ、国内外に関わらず公的機関が発行する出生の証明書は、通常、出生日しか記載されておらず、出生予定日までは確認できないため、（出産育児一時金についてはそれでも問題ありませんが）出産手当金の制度上、不都合が発生する場合があります。そこで、可能な限り①を選択された方が良いかと思います。

※なお、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金については、年金とは異なり海外の金融機関への送金は行われておりません。支払いは、基本的に国内口座への振り込みのみとなりますので、その点ご留意ください。

(2) 療養費の給付について

通常、国内の医療機関であれば、怪我をしたり病気にかかった場合、健康保険証を使用し自己負担額（現役世代であれば3割）支払うことで治療を受けることができます。これを療養の給付といいますが、海外の医療機関では健康保険証が使えませんので、療養の給付を受けることができません。そこで、それに代わるものとして「海外療養費の給付制度」が設けられており、海外の医療機関の窓口では一度費用を全額負担することになりますが、後日、手続きをすることで自己負担額に相当する額（自己負担相当額）を出し引いた差額（現役世代であれば、自己負担額は3割となりますので、支給される差額は7割分となります）の支給を受けることができます。

ただし、この時支給される海外療養費は「その治療を国内医療機関で受けた場合に発生する費用（この費用は、診療報酬点数として全国一律に定められており、この点数に10円を乗じた金額がこれに当たります）」を基準として計算されるという点に注意が必要です。つまり、例えばある病気にかかり海外の医療機関で治療に日本円相当で10万円かかったとして、同様の治療を国内の医療機関で受けた場合に発生する費用が10割で5万円だった場合、海外療養費として支給されるのは3.5万円（5万円の7割）となります。同じ治療でも、国によってかかる費用は異なりますので、その点ご注意ください。

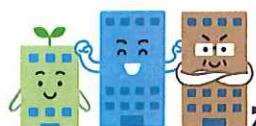
3. その他の注意点 ～海外派遣者の報酬の取り扱い～

基本的に国内事業所から支払われる給与は、全て社会保険上の「報酬」であり、社会保険料の算定の対象です。また、給与を内地給与と外地給与（例えば、アメリカの駐在所に派遣される社員について、アメリカの金融機関に米ドルで振り込む給与）の二本立てで支給している場合は、支給日時点の為替レートで換算した外地給与の日本円相当額と内地給与を合算した額が「報酬」額となります。

一方、海外の派遣先から支払われる給与は、社会保険の適用を受けている国内の事業所から支給されたものではないため、原則として「報酬」とはなりません。ただし、例外的に、海外の派遣先から支払われる給与が、国内の給与規定等に基づくものであって、本来は、国内事業所から全額支払われるべきもの一部が海外の派遣先から支払われている場合は、「報酬」に含める必要があります。

海外派遣者の社会保険の取り扱いについては、他にも細かな点で注意すべき点がありますが、紙幅の関係で省略していますのでご了承ください。

文章：伴



在宅勤務はハードルが高いか？No.2



こんにちは。
みなさま、いかがお過ごしですか？

さて、前回より『在宅勤務』についての記事を連載しておりますが、今回は実施例を見て参りたいと思います。

在宅勤務って実際のところどうなの？…なかなか見えて来ないその実態を、実施例を見ることにより、自社に置き換えてイメージしてみませんか？

実施例1：日本セック株式会社 <富山県>

【企業の概要】

業種：製造業
従業員数：56名
事業概要：LED式情報表示板など製造、販売



【テレワークにて行う業務内容及び従事者】

在宅勤務者に基本的に制限ないが、現在自宅で自立的に業務にあたることできる技術部社員、勤務社労士が在宅勤務をしている。技術部社員は主にソフト関連設計、部材抽出～選別、ハード関連設計、図面引き等を行う。勤務社労士は社労士業務を行っている。

【メリット】

- ・本社と東京、名古屋、大阪事務所で行う営業会議を、2ヶ月に1回テレビ会議で行うことにより、出張における移動コスト、環境負荷軽減につながった。
- ・今後、育児や介護ために出勤が困難となる社員離職を防ぐ効果が期待できる。

【デメリット】

- ・人事評価が難しい



実施例2：キャリアデザイン・インターナショナル株式会社 <大阪府>

【企業の概要】

業種：小売・コンサルティング
従業員数：7名
事業概要：インターネットショップによるギフト販売、組織／教育コンサルティング



【テレワークにて行う業務内容及び従事者】

- ・受注処理、顧客対応、経理事務、メールマガジン執筆、広報企画、マーケティング 出荷オペレーション、商品デザインなど
- ・雇用型・自営型混合（1：1） 障がい者割合 3割程度

【メリット】

- ・通常勤務が不可能な優秀な人材を確保できる。（遠隔地在住、子育て中、障がい者等）
- ・細切れに存在する仕事を柔軟に処理してもらえる
- ・人脈が派生しやすく広域で接点が増える

【デメリット】

- ・業務細分化による適正かつ安定的な業務配分が困難



今回の記事は、総務省のHPを参考にしております。

総務省のHP: [テレワークの推進 > テレワーク導入環境の整備](#) には、在宅勤務の実例が多く掲載されています。また、導入時の課題や導入後の課題、使っている媒体やシステムについても記述があり、とても参考になると思いますのでご覧になってみてください。（文章 湯口）

年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮！

「年金がもらえない…」とあきらめていた方に朗報です。このたび改正年金機能強化法が 12 月 16 日の参院本会議で可決・成立し、年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間が、次のとおり 25 年から 10 年に短縮されることになりました。

これにより、約 64 万人の人が新たに年金の受給権を得るようになる予定です。

保険料納付済期間（第 3 号被保険者期間含む）十免除期間十合算対象期間 \geq 25 年 \Rightarrow 10 年

Q 該当者には案内がゆくのでしょうか？

はい、新たに年金の受給権を得ることになる約 64 万人の人については、平成 29 年 3 月頃から 5 回に分けて、個別に案内が送付されるようです。年金事務所の窓口が混雑することを避けるため、事前に請求書を受け付けることも予定されています。

Q いつからもらえるようになるのですか？

法改正により受給権が発生した方には、平成 29 年 9 月分の年金から支給されることになります（その場合、初回の支払は 10 月から）。ただし、年金はご自身で請求しなければもらえないでの、請求手続きを必ず行っていただくことが必要です。

Q 年金額は、いくらぐらいですか？

国民年金から支給される老齢基礎年金は、20 歳～60 歳まで最大 40 年間の保険料納付済期間があれば、満額で約 65,000 円（月額）です。そのうち、10 年の納付済期間がある人の場合、期間按分の計算により、約 16,000 円（月額）が支給される年金額となります。

なお、厚生年金については、平均標準報酬月額を計算して算出するため、給付額を簡単に計算することが出来ませんので、年金事務所でご確認いただく必要があります。

Q 10 年に短縮されても、まだ期間が不足している場合は、諦めなければなりませんか？

いいえ、他にも次のような方法で受給資格期間を満たす可能性があります。

①『合算対象期間（カラ期間）』がないか確認する。

受給資格期間の 10 年には、いわゆる『カラ期間』を含めることができます。

例えば、「S61.3 月以前の会社員の妻で国民年金に加入しなかった 20 歳以上 60 歳未満の期間」や、「平成 3 年 3 月までの 20 歳以上 60 歳未満の学生の期間」「海外に住んでいた 20 歳以上 60 歳未満の期間」がそれに該当します。

※このカラ期間は、年金の記録として情報管理されていませんので、ご自身で確認が必要です。

②65 歳未満の人は、2 年の時効を超えて過去 5 年間の未納分の保険料納付を可能にする特例措置（後納制度）がありますので、この制度を利用する。

③70 歳までの間であれば、国民年金に任意加入する。

年金制度は個人の状況に応じ対応が異なる複雑な制度ですので、専門家や年金事務所でご相談ください。





読者のコーナー

「おばちゃんらしく、レトロ趣味」

竹野 株式会社 総務部課長 小川 優子さん

50代になってにわかに友人と遊ぶ機会が増えました。

30代、40代はそれぞれに忙しく疎遠になっていた友達と、40代後半からぼちぼちと連絡を取り合い、SNSで20年ぶりに音信が復活した友人もいます。

子育てがひと段落したのち、次にせまる介護、あるいは介護と介護の狭間に、「出かけられるときは出かけようよ」とおばちゃんたちは遊ぶのでしょうか。

最初はランチをしてお喋りをする程度の集まりだったのが、それが企画を持ち寄って遊びに行くようになり、この最近で印象に残ったものを紹介します。

- (1) 大山崎山荘美術館 築100年の名建築の洋館の美術館。
モネの素晴らしい睡蓮は安藤忠雄が「地中の宝石箱」と名付けた新館にあります。
- (2) 洋館ミステリツアーフォレスタという劇団による、本物の洋館を使った観客参加型演劇。私たちが行ったのは、塩谷にある明治期建築の旧グッゲンハイム邸。
- (3) 南禅寺水路閣 南禅寺境内を通過する赤煉瓦造り、アーチ型のレトロで風格ある琵琶湖疏水の水路橋。静かな東山の風景に溶け込んでいます。

一番最近では「大正区渡船めぐり」に行きましたがとても楽しかったです！

並べてみるとどれもおばちゃんらしく、レトロ趣味ですね。



友人と会った時の話題は子供の話題中心だったのが介護問題に移ってきました。

私自身は学校を卒業して20歳で就職、その後結婚退職、次の会社は出産退職。今の会社は31歳に入社して20数余年になり、その間に子育てと両親の介護がありました。辞めずに勤務することが出来たのは会社の、特に所属する部署の皆さんとの理解と協力があってのことと思っています。

育児や介護に関する法制度はこの20年で随分整ったかと思いますが、実際に制度を利用できるかは職場環境によるところが大きいと思います。総務部の立場として、若い世代が長く勤務できる、勤務したいと思えるよう職場環境を整えることが出来ればと思っています。

小川さんは、長年経理畠で経験を積み、今では人事労務も含め管理部全体の要となって社員の安心づくりに大きく貢献されています。人一倍の頑張りと向上心、そして何より感謝の気持ちを忘れないところは見習わなければ…。SNSを通して復活した旧友との素敵な再会！そして、目的をもって付き合える友達は、これからの生活をより豊かにしてくれる大切な存在ではないでしょうか。私も、ご紹介いただいたお出かけスポットはメモしておきたいと思います。（み）

読者のページは、皆様の趣味や会社のPRにお使いいただき、読者間の情報交換・交流の場になることを願って設けたものです。

是非、皆様からのメールやFAX、お手紙をお寄せ下さい！！